

日本国内における相続登記の義務化について
(法務省民事局からのお知らせ)

令和5年9月7日

令和6年度4月1日(2024年4月1日)から法改正により、日本国内において相続登記の申請が義務化されます。

本措置は、日本国外に居住されている方も対象となりますので、ご注意ください。

○詳細は以下の法務省ウェブサイトをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

- ・相続登記の申請は、不動産を管轄する日本国内の法務局に対し、書面(窓口・郵送)やオンラインで行います(大使館などの在外公館等では申請・相談できません)。
- ・相続登記の手続案内は、オンライン(予約制)で対象不動産の所在地を管轄する法務局で行っています。

<相続登記の義務化について パンフレット>

<https://www.moj.go.jp/content/001401141.pdf>

<法務局手続案内予約サービス>

https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/top/portal_initDisplay.action